

## 湖西市キャラクター使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、湖西市マスコットキャラクター「こーちゃん」及び湖西市公式コミュニケーションキャラクター「うなぽん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、市長に対し、あらかじめ申請フォームにキャラクターを使用するもののデザインが分かる資料等を添付して届け出（電子申請）をし、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

#### 【共通】

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 市長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (5) 湖西市議会議員が市のPRを目的に使用する場合
- (6) その他市長が別に定めた場合

#### 【こーちゃん】

- (7) 湖西市、湖西市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業において使用する場合
- 2 前項第1号から第7号までに該当する場合であっても、次条以後の規定は適用されるものとする。

### (使用承認審査)

第3条 市長は、前条の規定により電子申請を受理した場合は、その内容を審査する。

- 2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。
- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
  - (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのある場合
  - (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのある場合

- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (6) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められる場合

(キャラクターの使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、使用を承認する場合は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、湖西市キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第1号）を交付するものとする。

2 前条第1項の規定による審査の結果、使用を承認しない場合は、市長は湖西市キャラクター使用不承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の範囲)

第5条 使用者は、キャラクターを商品及び景品（以下「物品」という。）本体及びそのパッケージ並びに当該物品の広告物等においても使用することができる。

(使用料等)

第6条 キャラクターの使用者に対するキャラクターの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期限)

第7条 キャラクターの使用承認期間は、第4条により承認を受けた日から1年間とする。ただし、市長は、必要に応じて承認期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の使用期間終了後、引き続きキャラクターを使用しようとする者は、改めて第2条の電子申請を行い、市長の承認を得なければならない。

(キャラクターの適正使用及び著作権の表示)

第8条 使用者は、キャラクターの使用に関しては、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品等の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、販売を目的とする物品に使用することを目的としてキャラクターを使用するときは、物品等に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法

その他関係法令を遵守しなければならない。

- 3 市長は、使用者のキャラクター使用方法が、キャラクターのイメージ、信  
用性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に違反するおそれがあると  
きは、使用者に対し、是正を求めることができる。4 使用者は、キャラク  
ターナー名及び著作権の表記を物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等  
に付されたキャラクターの下その他適切な位置に表示しなければならない。  
キャラクターナー名は、それぞれ「湖西市マスコットキャラクター コーちゃん」、  
「湖西市公式コミュニケーションキャラクター うなぽん」とし、それ以外の  
名称を使用してはならない。ただし、市の合意があれば、「コーちゃん」、  
「うなぽん」の名称表示および「©湖西市」の著作権表示のみでも可とする。

#### (同一性の保持等)

- 第9条 使用者は、物品等の意匠について、別に定める使用マニュアルに従う  
ものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。
- 2 使用者は、キャラクターの使用に関して、市の信用を害することができないよ  
うに努めるものとする。
- 3 使用者は、物品等が、市が製造し、又は販売する物品であると誤認される  
おそれがないように必要な配慮を行わなければならない。
- 4 市長は、物品等が、市が製造し、又は販売する物品であると誤認されるお  
それがあると認めた場合、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は物品  
の外観その他についてのは正を求めることができる。

#### (物品の確認)

- 第10条 使用者は、物品の発売前又は発表前に、完成報告フォームにより、第  
4条第1項の規定により市長の承認を受けた物品等の完成品写真を添付し、  
届け出をしなければならない。
- 2 市長は、必要に応じて、完成品本体の提出を求めることができる。
- 3 市長は、前項による確認の結果、物品等が適正でないと認める場合は、使  
用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれ  
に応じなければならない。
- 4 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

#### (報告義務)

- 第11条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、  
資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなけ  
ればならない。

(第三者に対する承認)

第12条 市長は、既に使用者に対して承認した物品等と同一又は類似の物品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止及び権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 使用者は、承認によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(承認内容の変更)

第14条 使用者が申請の内容又は使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらためて第2条の規定に基づく電子申請をし、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により電子申請があったときには、湖西市キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第1号)又は湖西市キャラクター使用不承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(紛争の解決)

第15条 使用者は、第5条の規定に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第16条 使用者の物品等の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとし、市は一切の責任又は負担を負わない。

(製造の委託における管理監督責任)

第17条 使用者は、物品等の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。この場合において、受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者の物品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を

受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
  - (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
  - (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき。
  - (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障が生じたとき。
  - (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
  - (7) 使用者が第8条第3項、第9条第4項又は第10条第2項の規定による是正の求めに応じなかったとき。
  - (8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき。
  - (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき。
  - (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
  - (11) キャラクターに関する湖西市の権限の行使に支障が生じたとき。
- 2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。
- 3 承認の取消しにより、湖西市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 市及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

- 2 市及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

- 第 21 条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から 6 か月以内に限り、販売することができる。
- 2 繼続して販売しようとする者は、改めて第 2 条の電子申請を行い、市長の承認を得なければならない。

(補則)

- 第 22 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 12 月 31 日までに承認を受けたものについては、適用されない。
- 3 平成 28 年 12 月 31 日までに承認を受けたものについては、できる限りこの要綱に沿うように努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 20 日までに承認を受けたものについては、適用されない。
- 3 令和 5 年 4 月 20 日までに承認を受けたものについては、できる限りこの要綱に沿うように努めるものとする。

様式第1号（第4条、第14条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

湖西市長 影山 剛士 印

湖西市キャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった湖西市キャラクター使用（変更）について、  
次のとおり承認したので、湖西市マスコットキャラクター使用要綱第4条1項  
(第14条) の規定により通知します。

承認内容

承認番号

承認期間 年 月 日～ 年 月 日

承認条件 湖西市キャラクター使用要綱、関連法令及び  
使用マニュアルを遵守すること

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日  
様

湖西市長 印

湖西市キャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった湖西市キャラクター使用（変更）について、次の理由により不承認したので、湖西市マスコットキャラクター使用要綱第4条2項の規定により通知します。

申請内容

不承認理由